

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例要綱案の概要について

1 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例について

- 平成 29 年 5 月、県は「障害者差別解消法（平成 28 年 4 月施行）の実効性の補完」および「障害者と同様に社会的障壁により様々な生きづらさを抱える人に対する課題」という 2 つの問題意識のもと、一人の孤立も見逃さない共生社会を目指していくための条例が必要との認識に立って、滋賀県社会福祉審議会に条例骨格について諮問した。
- 平成 30 年 6 月に審議会から、「障害の社会モデル」の定義、相談体制の整備やあっせん等による実効性の確保などが盛り込まれた答申を受けた。
- これを受けて、障害を理由とする差別の解消の推進ならびに障害者の自立および社会参加に向けた取組について基本理念を定め、県、県民および事業者の責務を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の解消の推進等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的として条例を制定しようとするもの。

2 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例のポイント

(1) 「障害の社会モデル」を定義する

- ・障害者が日常生活または社会生活において受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会的障壁と相対することによって生ずるものとする考え方である「障害の社会モデル」を定義し、その普及を図る。

(2) 障害者差別の禁止を強化する

- ・何人も障害を理由とする差別をしてはならないことを規定し、事業者への合理的配慮の提供を義務化（上乘せ）、個人への差別の禁止、合理的配慮の提供を義務化（横出し）する。

(3) 相談体制等の整備を行う

- ・障害者差別に関する専門性を持って中立の立場で相談に対応する「障害者差別解消相談員」と、障害者が相談する際に自らの立場を適切に表明するために必要な支援を行う「地域相談支援員」を新たに設置する。
- ・相談によって解決が図れない場合における実効性の確保のため、あっせん、勧告、公表の仕組みを整備する。
- ・あっせん等を行う知事の附属機関「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり委員会」を設置する。

(4) 見直し規定を設け障害の範囲を含め検討を行う

- ・「障害者と同様に社会的障壁により様々な生きづらさを抱える人に対する課題」という問題意識を踏まえ、社会保障の狭間で困難な暮らしを余儀なくされ、また、周囲の無関心や無理解により孤立する人々が存在することについて前文において触れるとともに付則の見直し規定において障害の範囲についての検討を行う旨を規定する。

3 検討の経過

- 平成 29 年 5 月 19 日 条例の骨格について滋賀県社会福祉審議会に諮問
→審議会内に条例検討専門分科会を設置して検討
- 平成 30 年 6 月 5 日 滋賀県社会福祉審議会から知事へ答申
- 7 月 11 日 厚生・産業常任委員会で報告【答申内容】
- 8 月～ ・各市町・各圏域自立支援協議会・関係団体の会合等で答申内容
の説明・意見交換
・県内 7 か所で条例タウンミーティングの開催 (8/19～11/20)
- 10 月 4 日 厚生・産業常任委員会で報告【条例骨子案】
- 11 月 16 日 厚生・産業常任委員会で報告【条例要綱案】

4 今後の主なスケジュール (予定)

平成 30 年

11 月下旬～1 月上旬 県民政策コメントの実施

平成 31 年 1 月下旬 厚生・産業常任委員会で報告【県民政策コメント結果】

2 月中旬 条例案を 2 月定例会議に提出